

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 8 年 7 月 3 1 日

山 口 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種 類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	4 号 事業	地 域	重点区域との 重複の有無		
	○			阿東徳佐上	無	令和8年度 ～ 令和12年度	上畠田集落協定